

計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

地球温暖化は、地球規模の課題であると同時に地域社会の構成員すべてが取り組まなければならない課題であり、県としても積極的に取組を進める。

本計画では、県が取り組む施策を明らかにするとともに、県民・事業者・団体・行政等様々な主体の参加と協働のもと、情報の共有化を図り、それぞれの取組を確実に実施することを通じて、低炭素社会を実現する。

2 策定のポイント

(1)再生可能エネルギーのさらなる導入拡大を図る

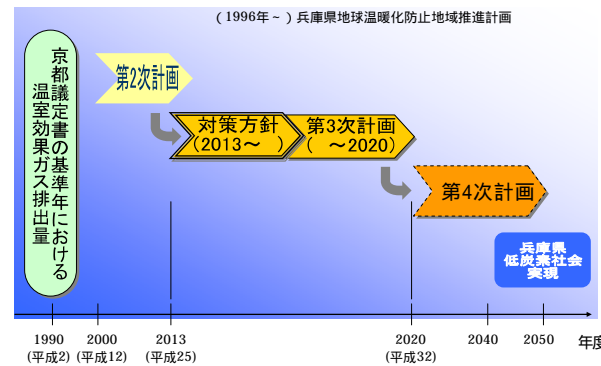
これまでのトレンドや賦存量等を踏まえ、具体的な数値目標を設定して、重点的に推進

(2)震災で高まった省エネ機運を定着させ、省エネ対策を一層促進する

各主体が、適切な役割分担のもと、主体的に活動するとともに、連携、協働することにより、継続的な取組として定着させ、効果的かつ効果的な省エネを推進

3 対象期間

2013(平成25)～2020(平成32)年度
国の地球温暖化対策計画等が策定され次第、必要に応じて、見直しを実施



施策の展開方針及び重点的な取組

1 2020年度温室効果ガス削減目標の設定

政府が COP19 において、原子力発電による削減効果を含めない現時点での目標であるとの前提をいたうえで、2005年度比 3.8%削減(1990年度比約3%増加)するという新たな目標を表明したことを踏まえ、県では、以下のとおり、温室効果ガス削減目標を設定する。

2020年度に温室効果ガス排出量を2005年度比で6%削減する(1990年度比3%削減)
(電力排出係数は、直近の2012年度の値に設定)

県民・事業者の削減努力分を見えやすくするため、電力排出係数を前計画の目標年度の2010年度(東日本大震災前)の値に固定した場合、2020年度までに温室効果ガスを1990年度比で15%削減することとなる。

<目標設定の考え方>

- 国の目標である2005年度比3.8%削減は、国立環境研究所 AIM チームが2012年9月に作成した「対策導入量等の根拠資料」に示された対策レベル中位と低位の間と想定されるが、現時点では、詳細な対策内容が不明であることから、国対策としては、より前向きな中位ケース(対策方針試算値と同様)を用いた。
- 上記の国対策削減量に、県独自対策による削減量を上乗せした。
- 京都メカニズム、森林吸収による削減分は、含めていない。
- 国の地球温暖化対策計画が示され、対策が大幅に見直された場合、**県民、事業者、団体等各主体の意見を踏まえ、本計画も見直す。**

2 6つの対策方針と主な削減対策

方針	再生可能エネルギーの導入拡大
方針	日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減
方針	低炭素型まちづくりの推進
方針	CO ₂ 吸収源としての森林の機能強化
方針	次世代の担い手づくり
方針	地球温暖化による影響への適応

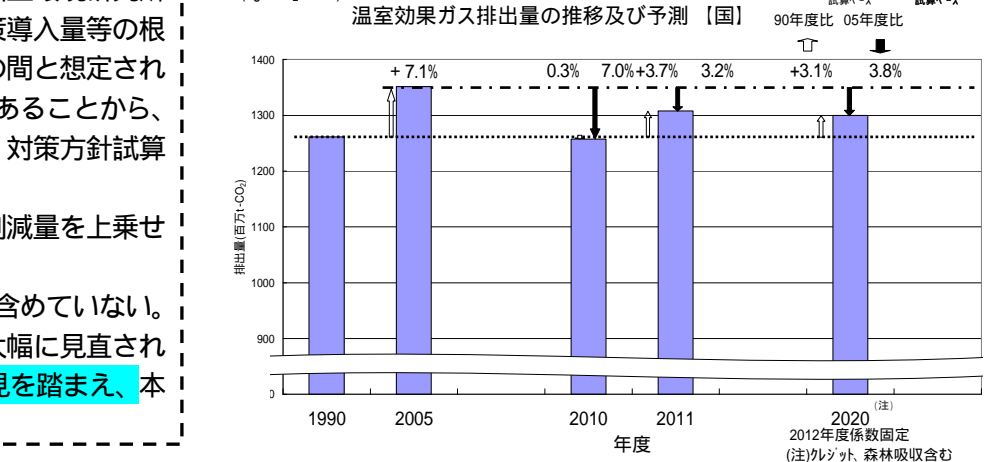
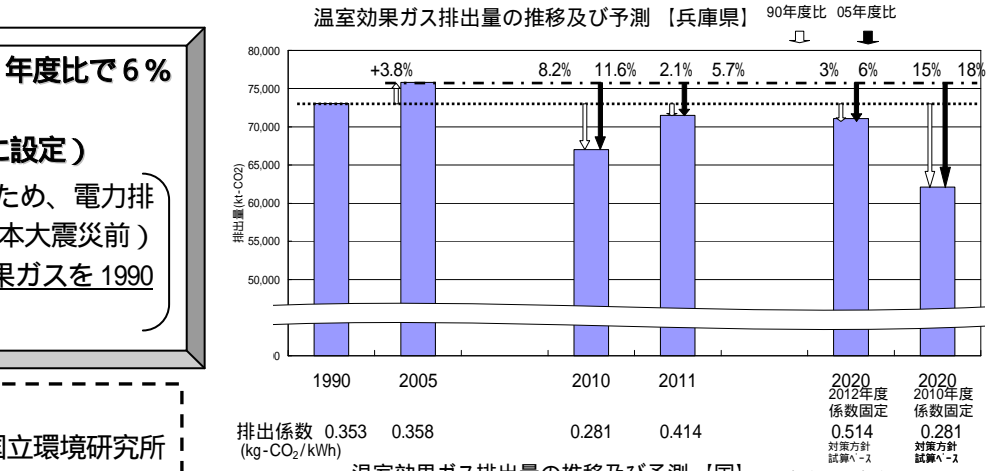
3 重点的な取組

再生可能エネルギーの導入目標の設定

2020年度末までに県内の再生可能エネルギーを新たに100万kW導入する ～ひょうご100万kW創出プラン～

種別	導入実績		導入目標
	2010	2012	2020
住宅用太陽光発電	122	196	517(+321)
非住宅用太陽光発電	23	61	803(+742)
風力発電	43	55	56(+1)
水力発電	4	4	5(+1)
バイオマス発電	86	87	109(+22)
ごみ発電	53	55	65(+10)
計	331	458	1,555(+1,097)

注:()の数値は対2012見込値



<2020年度における部門別の主な削減対策及び削減量>(2012係数固定の場合)(単位:kt-CO₂)

部門	削減対策	すう勢排出量	削減量	2020年度排出量
産業	排出抑制計画・報告制度の見直し、工場排熱利用の促進等	51,167	2,767(950)	48,400
民生(業務)	排出抑制計画・報告制度の見直し、省エネ診断受診等	5,094	2,185(487)	2,909
民生(家庭)	うちエコ診断の推進、住宅用太陽光発電設備設置特別融資事業等	10,040	2,551(638)	7,489
運輸	エコドライブの普及等	8,251	825(67)	7,426
その他	ごみの減量化推進等	5,371	447(42)	4,924
合計		79,922	8,775(2,184)	71,148

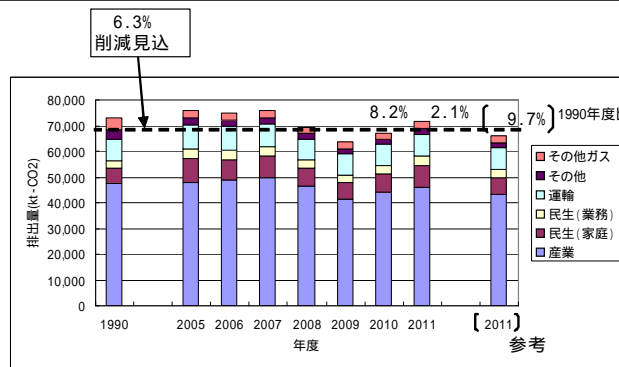
()内は、県独自対策による削減量(内数)

現状

1 本県の温室効果ガス総排出量

2010年度の温室効果ガス総排出量は67,021kt-CO₂であり、基準年度(1990年度)に対して8.2%減少し、第2次計画目標年度(2010年度)の削減見込値である基準年度比6.3%削減は達成した。

本県の特徴として、産業部門が6割を超えており(全国:約4割)、また、民生(業務・家庭)部門の伸び率が大きいことが挙げられる。



注:京都メカニズム、森林吸収は除く
:2010年度の電力排出係数0.281kg-CO₂/kWhで算定

【兵庫県の温室効果ガス排出量の推移】

2 地球温暖化対策取組の現状

第2次計画及び「兵庫県地球温暖化対策方針」等に基づき、地球温暖化対策を進めてきた。

産業部門:温暖化アセスメント、特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度等

業務部門:建物環境配慮(CASBEE)に基づく評価、関西エコオフィス宣言等

家庭部門:県民行動指針による普及啓発、うちエコ診断等

運輸部門:エコドライブの推進、電気自動車用充電インフラの整備等

適応策:防災、治山治水、自然環境の保全・再生、農畜産物の品種改良等各種施策を各部署が個別に実施

3 再生可能エネルギー導入拡大に向けた取組の現状

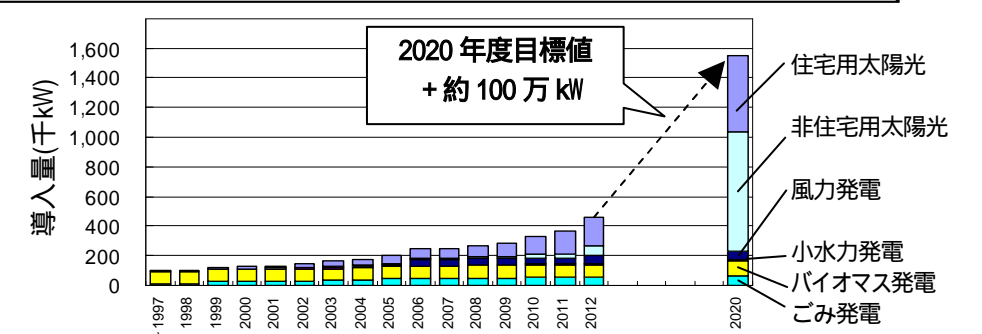
「グリーンエネルギー推進プログラム」、第2次計画に位置づけられた「グリーンエネルギー10倍増作戦」及び「兵庫県地球温暖化対策方針」に基づき、再生可能エネルギーの導入を進めてきた。

太陽光発電:太陽光発電相談指導センターを設置(H21年度)

住宅用太陽光発電設備の補助・融資を実施(H23～25年度)等

風力発電:風況マップの提供、アセス条例の適正運用等

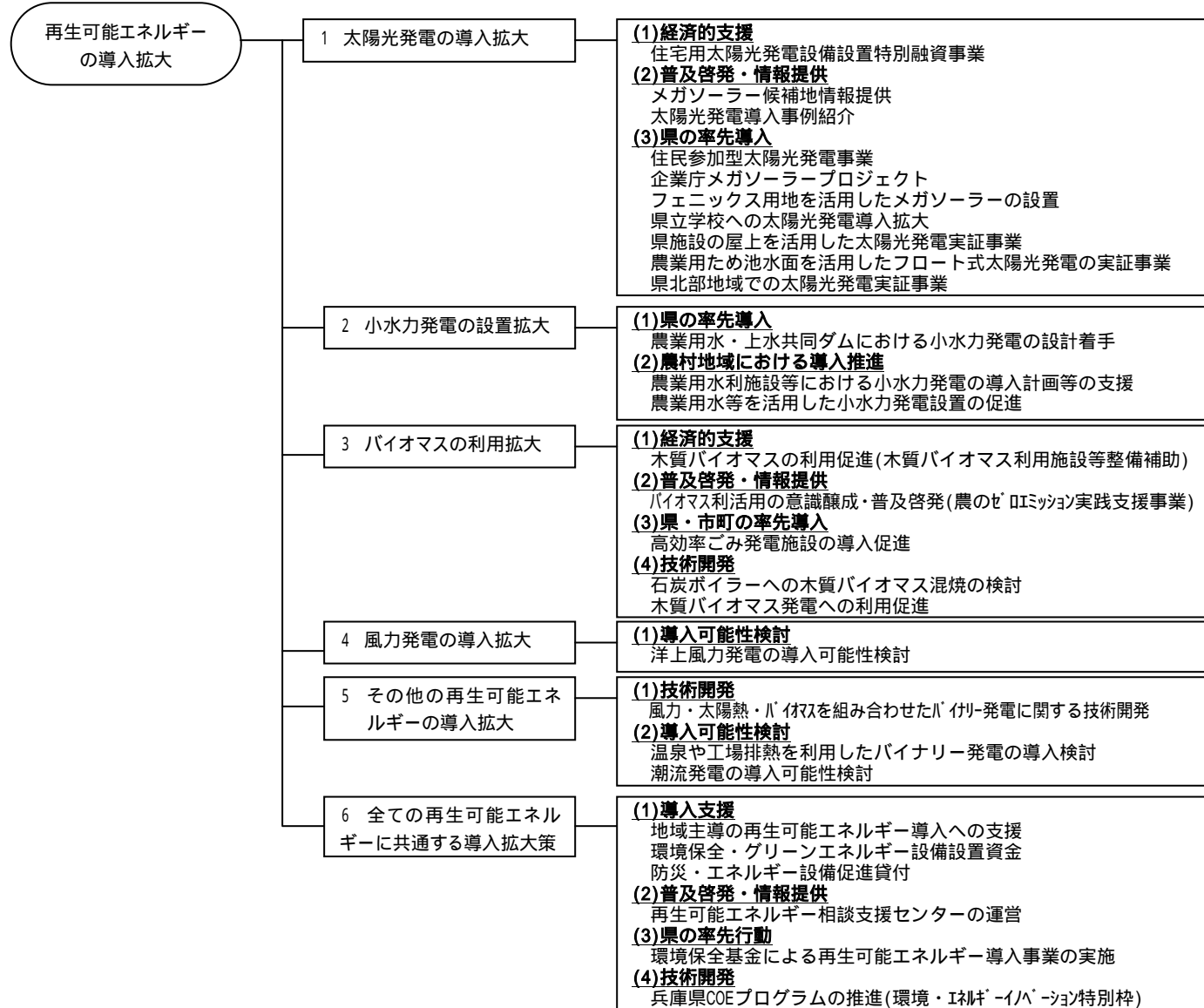
バイオマス:バイオマス総合利用計画に基づく木質バイオマスの利活用促進等



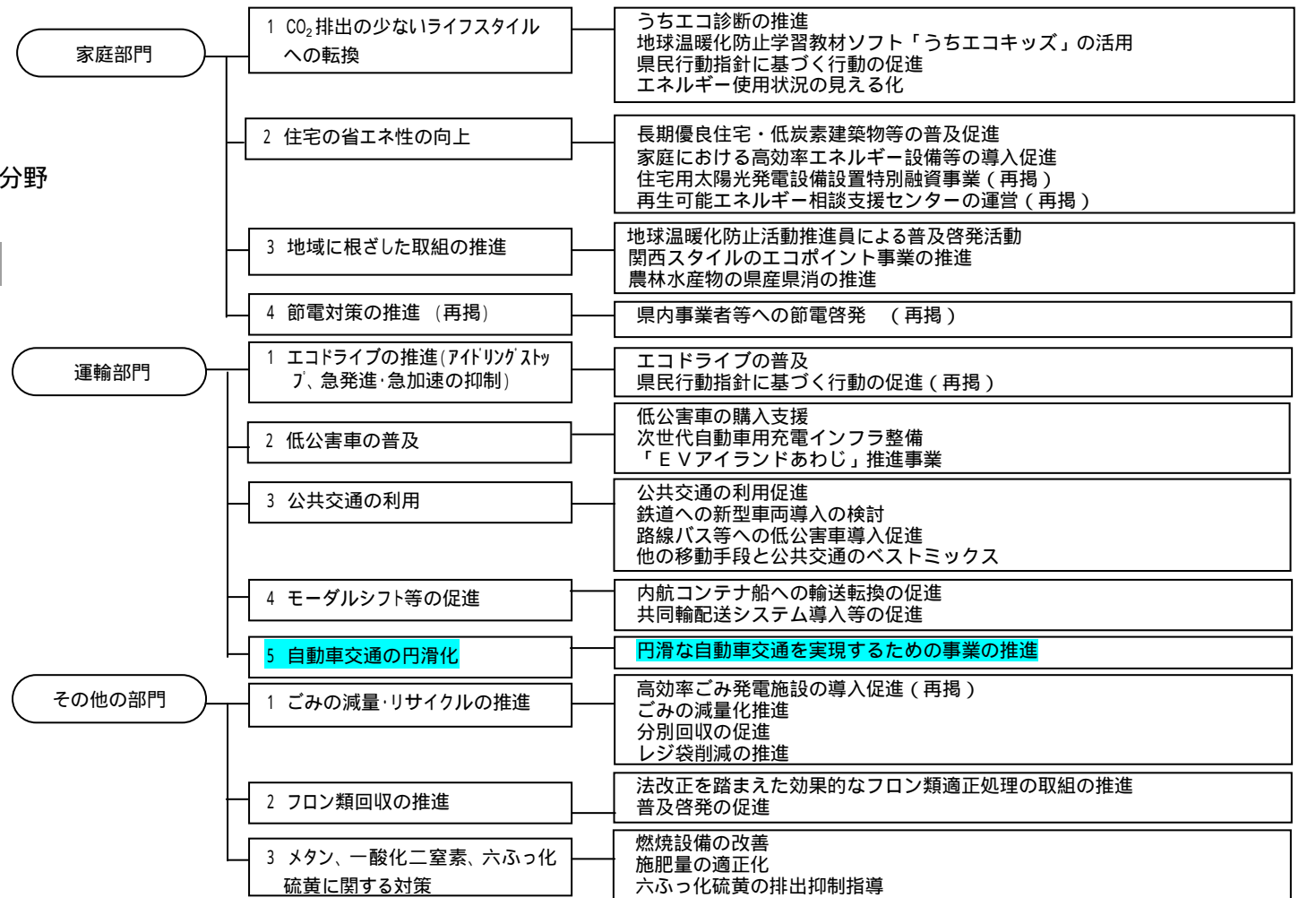
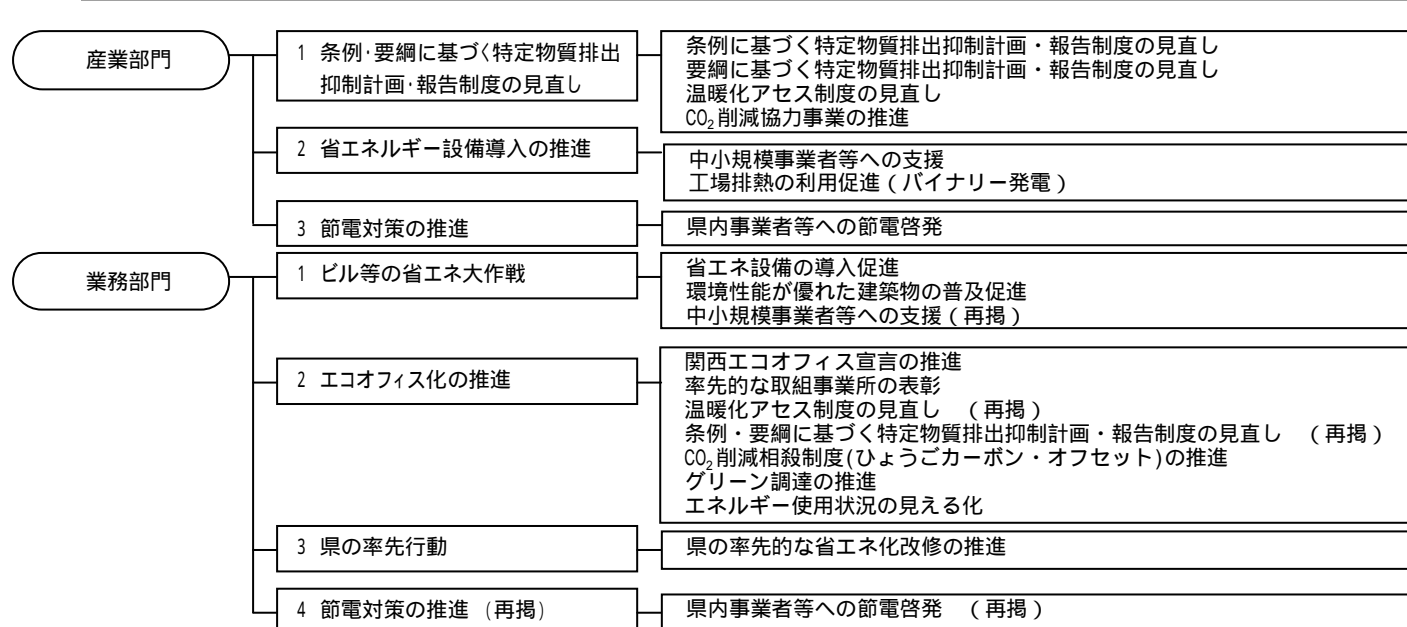
施策の体系

兵庫県における地球温暖化対策は、6つの対策方針に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大や部門別、分野別に取組を定め、県民・事業者及び国・市町・活動団体の協力のもと推進していく。

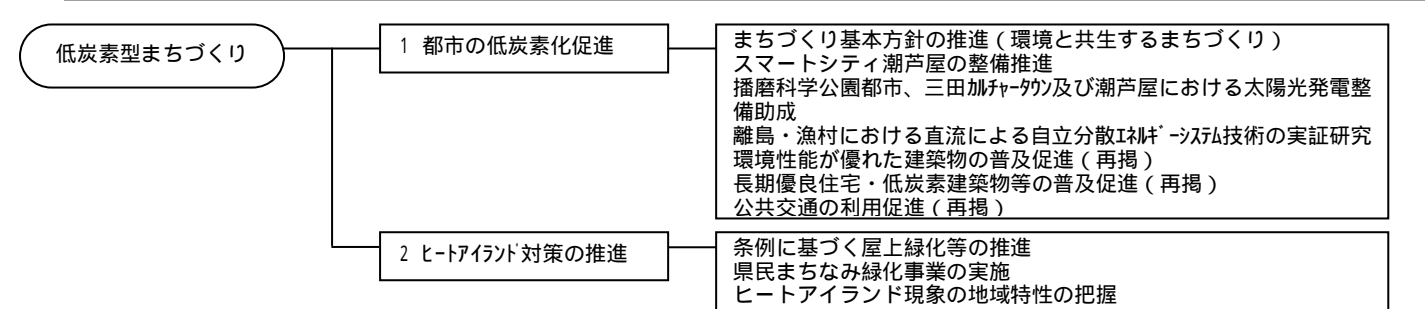
「方針1 再生可能エネルギーの導入拡大」に関する取組



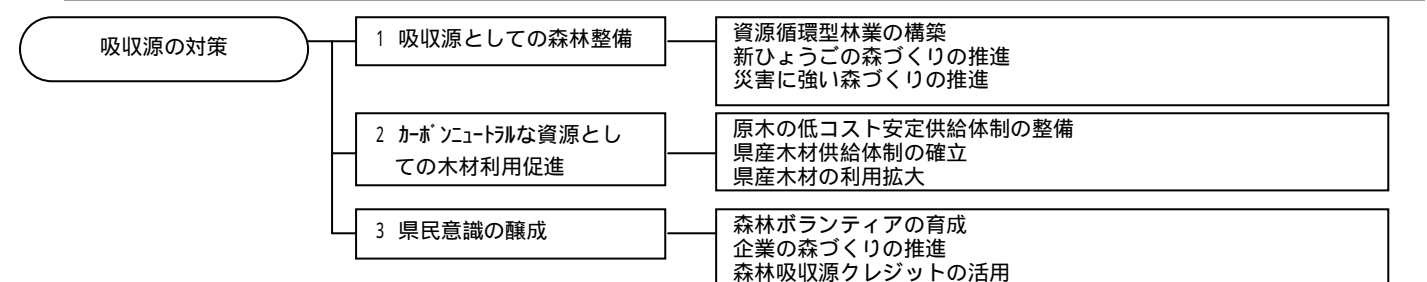
「方針2 日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減」に関する取組



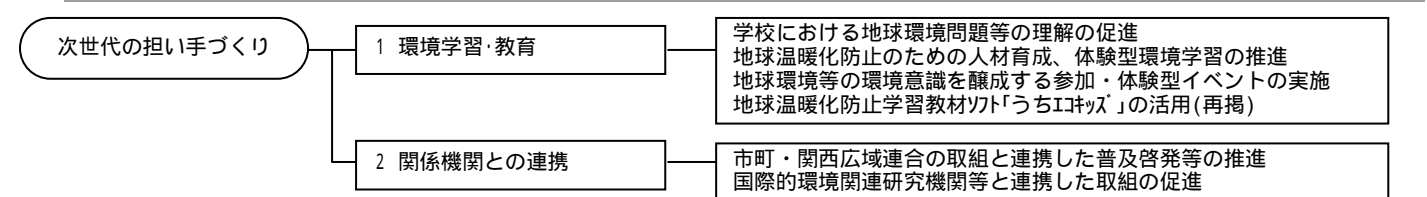
「方針3 低炭素型まちづくりの推進」に関する取組



「方針4 CO₂吸収源としての森林の機能強化」に関する取組



「方針5 次世代の担い手づくり」に関する取組



「方針6 地球温暖化による影響への適応」に関する取組

